提出先	山口県

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 5 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフク	ンホウジン ヤマカレンフクシジキ	ショウカイ					
法人名	社会福祉法,	社会福祉法人 山家連福祉事業会						
法人所在地	〒 747-1232 山口県防府市大字台道3527番地の9							
フリガナ	ツダ タカシ							
書類作成担当者	津田 隆志							
連絡先	電話番号	0835-32-1155	E-mail	yume1155@jeans.ocn.ne.jp				

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「〇」、取得しない加算について「×」を選択すること。

福祉·介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)

福祉•介護職員等特定処遇改善加算

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

2 賃金改善計画についてく共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】福祉·介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅱ【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅲ【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額・
- Ⅳ【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1)加算額を上回る賃金改善について(全体)

取	取得予定の加算の合計					
1	令和	5	年度の加算の見込額	8,080,524	円	
2	賃金改善 (右側の		込額 『算見込額を上回ること)	10,024,930	円	

(2)加算額を上回る賃金改善について(内訳)

要件 I

要件Ⅱ

要件Ⅲ

	処遇改善加算	0	特定加算	0	ベースアップ等加算	0
① 令和 5 年度の加算の見込額	5,555,064	円	1,340,820	円	1,184,640 F	円
② 賃金改善の見込額(i − ii) ② (右側の額は加算見込額を上回ること)	(a) 7,194,650	円	(b) 1,506,520	円	(e) 1,323,760 F	田

【記入上の注意】

- (a)には、処理以音川昇の昇正により美施される倍位・介護職員の頁面以音の見込組を法人で計昇し、直接記入するに
- ٠ "
- ・ (b)には、特定加算の算定により実施される福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (c)には、本計画書5(1)に記入した福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・ (a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3)加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

・上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを右欄へのチェック(✔)により誓約すること。

E

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。

← <mark>○</mark> 要件IV

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。

提出先	山口県

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 5 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジン ヤマカレンフクシジギョウカイ						
法人名	社会福祉法。	社会福祉法人 山家連福祉事業会					
法人所在地	〒 747-1232 山口県防府市大字台道3527-9						
フリガナ	コンドウ タク	デイ					
書類作成担当者	近藤 倫						
連絡先	電話番号	0836-35-8680	E-mail	ikoi.ube@globe.ocn.ne.jp			

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「〇」、取得しない加算について「×」を選択すること。

福祉•介護職員処遇改善加算

福祉•介護職員等特定処遇改善加算

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

2 賃金改善計画についてく共通>

- 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】福祉・介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅱ【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅲ【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額・
- Ⅳ【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1)加算額を上回る賃金改善について(全体)

取	取得予定の加算の合計						
1	令和	5	年度の加算の見込額	2,003,436	円		
2	賃金改善 (右側の)		込額 『算見込額を上回ること)	2,802,700	円		

(2)加算額を上回る賃金改善について(内訳)

要件 I

要件Ⅱ

要件Ⅲ

	処遇改善加算	0	特定加算	0	ベースアップ等加算
① 令和 5 年度の加算の見込額	1,287,924	円	405,456	円	310,056 F
② (右側の額は加算見込額を上回ること)	(a) 1,689,100	円	(b) 595,200	円	(c) 518,400 F

【記入上の注意】

- (a)には、処点以音川昇の昇疋により美施される倫位・介護職員の頁面以音の兄込覩を法人で計昇し、直接記入するに
- ・ (b)には、特定加算の算定により実施される福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・(c)には、本計画書5(1)に記入した福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- (a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3)加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

・上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを右欄へのチェック(✔)により誓約すること。

1

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。

要件IV

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による 賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が ②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるた め、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。

提出先	山口県

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシ	シャカイフクシホウジン ヤマカレンフクシジギョウカイ						
法人名	社会福祉法	社会福祉法人 山家連福祉事業会						
法人所在地		〒 747-1232 山口県防府市大字台道3527番地の9						
フリガナ	クワヤマ ヨ	ンハル						
書類作成担当者	書類作成担当者 桑山 義治							
連絡先	電話番号	0835-22-4449	E−mail	ha-to@bz03.plala.or.jp				

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「O」、取得しない加算について「×」を選択すること。

福祉·介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算) 福祉•介護職員等特定処遇改善加算

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

2 賃金改善計画についてく共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】福祉·介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅱ【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅲ【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額・
- Ⅳ【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1)加算額を上回る賃金改善について(全体)

取	得予定の	加算の	の合計		
1	令和	5	年度の加算の見込額	2,792,076	田
2	賃金改善 (右側の		込額 『算見込額を上回ること)	3,167,760	円

(2)加算額を上回る賃金改善について(内訳)

要件 I

要件Ⅱ

要件Ⅲ

	処遇改善加算	0	特定加算	0	ベースアップ等加算
① 令和 5 年度の加算の見込額	1,794,912	円	565,056	円	432,108 円
② (右側の額は加算見込額を上回ること)	(a) 1,844,160	円	(b) 843,000	円	(c) 480,600 円

【記入上の注意】

- (a)には、処理以音川昇の昇正により美施される倍位・介護職員の頁面以音の見込組を法人で訂昇し、直接記入するに
- ٠,
- ・ (b)には、特定加算の算定により実施される福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (c)には、本計画書5(1)に記入した福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・ (a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3)加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

・上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを右欄へのチェック(✔)により誓約すること。

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。



※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。

提出先	山口県

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 5 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書)

1 基本情報 < 共通 >

フリガナ	シャカイフクシホウジン ヤマカレンフクシジギョウカイ						
法人名	社会福祉法人 山家連福祉事業会						
法人所在地		〒 747-1232					
フリガナ	カネイシ タツヤ						
書類作成担当者	金石 達弥						
連絡先	電話番号	0835-28-7087	E−mail	friends7087@silver.plala.or.jp			

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「〇」、取得しない加算について「×」を選択すること。

「福祉・介護職員処遇改善加算
(処遇改善加算)
(処遇改善加算)
(共元アップ等大援加算
(特定加算)
(共元アップ等加算)

2 賃金改善計画について<共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】福祉·介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅱ【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅲ【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額・
- Ⅳ【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1)加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計						
1	令和	5	年度の加算の見込額	2,563,596	田	
② 賃金改善の見込額 (右側の額は加算見込額を上回ること)		3,521,800	円			

(2)加算額を上回る賃金改善について(内訳)

要件 I

要件Ⅱ

要件Ⅲ

		処遇改善加算	0	特定加算	0	ベースアップ等加算	0
1	令和 5 年度の加算の見込額	1,648,032	円	518,820	円	396,744	円
2	賃金改善の見込額(i-i) (右側の額は加算見込額を上回ること)	(a) 2,268,100	円	(b) 601,200	円	(c) 652,500	円

【記入上の注意】

- (a)には、処遇改善加算の算定により実施される福祉・介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- (b)には、特定加算の算定により実施される福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- (c)には、本計画書5(1)に記入した福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- (a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3)加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

・上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを右欄へのチェック(✔)により誓約すること。

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。